

固定資産税縦覧帳簿の縦覧等

■ 固定資産税縦覧帳簿の縦覧

納税者が市内に所有する土地・家屋の価格と他の土地・家屋の価格を比較し、評価が適正かどうか確認できます。

■ 4月3日(月)～5月31日(水) 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

■ 資産税課、因島瀬戸田資産税係

■ 固定資産税の納税者、その代理人

■ 固定資産税課税台帳(名寄帳)の閲覧 本人の所有する資産を確認できます。縦覧期間中は無料で閲覧できます。

■ 資産税課、因島瀬戸田資産税係、各支所(御調・向島・瀬戸田・百島・浦崎)、向東連絡所

■ 固定資産税の納税義務者、その代理人

■ 【共通事項】

■ 公的な本人確認書類、法人の場合は法人代表者印、代理人の場合は委任状

固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、5月中旬に発送予定です。第1期の納期限は、5月31日(水)です。

■ 資産税課 (☎0848-38-9162・0848-38-9164) 因島瀬戸田資産税係 (☎0845-26-6228)

農業集落排水事業・漁業集落排水事業の担当部署が変わります

4月1日から、農業集落排水事業(瀬戸田町御寺宝地地区)・漁業集落排水事業(向東町大町地区)を上下水道局へ統合します。

【変更点】

○口座振替払の人

・振替不能の場合は、再度振替を実施します。

・ゆうちょ銀行は、振替日が毎月27日になります。

※振替口座は継続するため、新たな手続きは不要です。

○納付書払の人

・納付通知書から、圧着はがき(青色)になります。

・ゆうちょ銀行が利用できなくなるなど、納付できる金融機関等が変わります。納付通知書でご確認ください。

■ 上下水道局お客様料金センター (☎0848-37-9300)

■ 因島瀬戸田営業所お客様料金センター (☎0845-22-0499)

軽自動車等の廃車手続きはお早めに

軽自動車税(種別割)は、その年の4月1日現在の所有者に課されます。4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度の税額を納めていただくこととなりますので、すでに車をお持ちでない人は早めに廃車手続きをしてください。

Table with 2 columns: 車種, 手続き・問い合わせ先. Rows include 原動機付自転車, 軽自動車, 軽二輪, 二輪の小型自動車.

身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免

各種障害者手帳の交付を受けている人で、等級など一定の要件に該当する場合には、軽自動車等(1人につき普通車含め1台限り)の税金が免除されます。

■ 初めて申請する人

期間 4月3日(月)～5月31日(水) ■ 市民税課市民税係、因島瀬戸田市民税係

※家族が所有している車両で、障害者本人の通院・通所等に使用するものも対象となる場合があります。

■ 納税義務者のマイナンバーカード(または通知カードと本人確認書類)、身体障害者手帳等の原本、自動車検査証、運転者の運転免許証

■ すでに減免の適用を受けている人

2月下旬に送付した現況報告書を、3月24日(金)までに提出してください。

■ 市民税課 (☎0848-38-9213) 因島瀬戸田市民税係 (☎0845-26-6227)

10月から消費税インボイス制度が始まります

制度について詳しく知りたい人は、国税庁HP「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

また、オンラインや税務署で説明会を開催しています。詳しくはHPをご覧ください。

登録申請手続は、「e-Tax」をご利用ください。

- ・質問に回答していくことで申請が可能です。
・e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
・個人事業者はスマートフォンからでも申請できます。
※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

■ 軽減・インボイスコールセンター (☎0120-205-553)



▲説明会



▲インボイス制度特設サイト

不法投棄は犯罪です!



空き地、山林、川など人目につみにくい場所への不法投棄が後を絶たず、環境の悪化・公衆衛生の阻害が大きな問題となっています。

不法投棄は景観を損なうだけでなく、有害物質が環境汚染につながる悪質な犯罪です。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人には3億円以下の罰金)またはその両方の罰則が科せられます。

■ 不法投棄をさせない環境を作りましょう!

清潔に管理されていない土地は不法投棄されやすくなります。不法投棄された場合、土地の所有者や管理者は自らの責任で不法投棄された物を適正に処理しなければなりません。

また道路や河川などへの不法投棄が絶えず対応に苦慮している地域の人へ、不法投棄対策品(看板、赤い鳥居、ネット、トラロープ)の支給や監視カメラを貸し出す制度があります。

■ 清掃事務所 (☎0848-48-2900)

金曜は午後7時まで市民課関係窓口を時間延長します

■ 本庁市民課、因島総合支所市民生活課

■ 各種証明書(戸籍・住民票・印鑑証明・所得証明)の発行、パスポートの受け取りなど

※住所変更、パスポートの申請はできません。

■ 市民課 (☎0848-38-9102) 因島総合支所市民生活課 (☎0845-26-6208)

※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。

■ 収納課 (☎0848-38-9172) 因島瀬戸田市民税係 (☎0845-26-6227)



清掃

～毎月1日は「門前清掃の日」です～

- 【尾道・御調・向島地区】 ■尾道市クリーンセンター (☎0848-48-2900) 衛生施設センター【持込】・清掃事務所【収集】
【因島地区(原・洲江含む)】 ■南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】 ■南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

■ 3月の「休日」ごみ持込のお知らせ (対象は家庭ごみです。)

Table with 3 columns: 日, 場所, 時間. Rows for 25日(土) and 26日(日).

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみを含む) ※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。

■ 3月21日「春分の日」のごみ収集

火・金曜日が「もやせるごみの収集地域」のみ収集します。 ※もやせるごみ以外の収集はお休みです。ごみ持込受付はありません。

Infographic with 4 steps: 1. おしえて! エコレンジャー, 2. 使ったマスクを、, 3. ポイ捨てすることは、不法投棄です。, 4. 不法投棄は犯罪です。 やめましょう 絶対に

環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212) 10:00～16:30/月・木・祝日休館

Table with 2 columns: 日, イベント内容. Rows for 3/26(日) and 4月の出張販売.

■ 料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。 ■ 申込方法 申込先 受付時間 受付場所 対象 内容 定員 料金 備考 電話 受付時間 受付場所 対象 内容 定員 料金 備考